



熊本県公報

第12177号

平成24年12月28日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	1
告 示		
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	6
○保安林の指定に関する予定	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	7
○保安林の指定に関する予定	(〃)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(〃)	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(〃)	10
○道路の供用開始	(道路保全課)	10
○道路の供用開始	(〃)	10
○道路の供用開始	(〃)	11
○道路の供用開始	(〃)	11
公 告		
○熊本県農業振興地域整備基本方針の変更	(農地・農業振興課)	11
○平成24年度上期熊本県病院事業業務状況	(障がい者支援課)	12
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	20
登 載 依 頼		
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会)	21
○熊本県議会規則の一部を改正する規則	(議会事務局議事課)	21
○熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則	(議会事務局総務課)	23
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則	(人事委員会)	23

規 則

熊本県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第42号

熊本県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

熊本県養ほう振興法施行細則(昭和41年熊本県規則第43号)の一部を次のように改
正する。

題名を次のように改める。

熊本県養蜂振興法施行細則

第1条中「細則」を「規則」に、「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほう振興
法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に、「施行規則」を「省令」に改める。

第2条中「施行規則」を「省令」に改める。

第3条中「施行規則第2条」を「法第4条第1項の規定による許可」に改める。

第4条中「行なう」を「行う」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第5条中「法、施行規則及びこの規則に規定するみつばち申請書」を「次の各号に掲げ
る申請書」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条第5号中「施行規則」を「省
令」に、「はちみつ」を「蜂蜜」に、「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、
同号を同条第6号とし、同条第4号中「みつばち」を「蜜蜂」に、「別記第4号様式」を
「別記第5号様式」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「別記第3号様式」を

「別記第4号様式」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「施行規則第2条に規定するみつばち飼育許可申請書」を「法第4条第1項の規定による蜜蜂飼育許可申請書」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 法第3条第3項の規定による蜜蜂飼育変更届 別記第2号様式
第5条に次の1号を加える。

(7) 法第9条第2項に規定する証明書 別記第7号様式
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

熊本県知事 様

現住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印
通信連絡先(電話番号)

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育を届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所 (字 、 番 地 ま で 記 入)	飼 育 蜂 群 数

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所 (字、番地まで記入)	飼 育 蜂群数	飼 育 期 間
		月 日から 月 日まで

- 備考 (1) 氏名を自署する場合においては、押印は不要です。
 (2) 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
 (3) 飼育場所は、字、番地まで記入してください。
 (4) 本届に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第6号様式（第5条関係）」に、「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第5号様式（第5条関係）」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「住所」を「現住所」に、「氏名」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に、「ほう群数」を「蜂群数」に、「転飼の期間」を「転飼期間」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第4号様式（第5条関係）」に、「ほう場」を「蜂場」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式を次のように改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第3号様式(第5条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

通信連絡先(電話番号)

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所(字、番地まで記入)	左の土地所有者住所氏名	転飼蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養管理者住所氏名
1					月 日から 月 日まで	
2					月 日から 月 日まで	
3					月 日から 月 日まで	
4					月 日から 月 日まで	

- 備考 (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- (2) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。
- (3) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
- (4) この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第5条関係）

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

熊本県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印
通信連絡先(電話番号)

平成 年 月 日付けで養蜂振興法第3条第1項の規定により届け出た事項に
下記のとおり変更があったので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

変更した事項

	飼育場所 (字、番地まで記入)	飼育 蜂群数	飼育期間
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
変更前			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで

備考 (1) 氏名を自署する場合においては、押印は不要です。

(2) 飼育期間は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

(3) 飼育場所は、字、番地まで記入してください。

(4) 本届に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第5条関係）

(表)

6センチメートル

第 号	
養蜂振興法第9条第1項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書	
年　　月　　日交付	
職　名	写真 縦3センチメートル 横2.5センチメートル
氏　名	
年　　月　　日生	
熊本県知事	印

9センチメートル

(裏)

養蜂振興法（抄）

（報告及び立入検査）

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に關し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県養蜂振興法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県養蜂振興法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第1327号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂貫字白山1915番1から1915番9まで

2 指定の目的 水源の涵養 ^{かんやう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1328号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中小路字井手仲間620番13から620番20まで、620番25、621番、623番、624番、625番1、626番1、626番3、627番、633番、620番23（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇井手仲間620番15から620番17まで・620番25・626番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かがやき園ヘルパーステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社	平成24年12月22日

熊本県告示第1330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かがやき園ヘルパーステーション 八代市通町8番30号	田方福祉株式会社	平成24年12月22日

熊本県告示第1331号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町下岳字水無5596番、5598番、5601番、5602番、5604番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

　　字水無5596番、5601番、5598番・5602番・5604番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1332号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字叶田2885番から2887番まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

　　字叶田2885番から2887番まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護暖和会 上益城郡益城町大字宮園831番地	一般社団法人暖和会	平成24年12月20日

熊本県告示第1334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護暖和会 上益城郡益城町大字宮園831番地	一般社団法人暖和会	平成24年12月20日

熊本県告示第1335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護 紅い華 熊本北センタ 一 合志市須屋711番地1	株式会社紅い華ヘルパー ステーション	平成25年1月1日

熊本県告示第1336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護 紅い華 熊本北センタ 一 合志市須屋711番地1	株式会社紅い華ヘルパー ステーション	平成25年1月1日

熊本県告示第1337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
このはリハビリ俱楽部 玉名郡玉東町大字山口8番地13	合同会社山本介護支援事務所	平成24年12月19日

熊本県告示第1338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
このはリハビリ俱楽部 玉名郡玉東町大字山口8番地13	合同会社山本介護支援事務所	平成24年12月19日

熊本県告示第1339号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定によ

り公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 五ヶ瀬(5)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
1	御船町	大字水越字尾崎	236地先道路
2	〃	〃	236-2地先道路
3	〃	〃	294
4	〃	〃	295
5	〃	〃	305
6	〃	〃	306
7	〃	〃	309
8	〃	〃	286
9	〃	〃	280
10	〃	〃	239
11	〃	〃	238

熊本県告示第1340号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 駄鶴地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱29号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
1	山都町	上寺字駄鶴	1569-20
2	〃	〃	1569-19
3	〃	〃	1569-19
4	〃	〃	1569-19
5	〃	〃	1569-14
6	〃	〃	1569-14
7	〃	〃	1569-14
8	〃	〃	1569-16
9	〃	〃	1569-17
10	〃	〃	1597-1
11	〃	〃	1597-3
12	〃	〃	1598
13	〃	〃	1599
14	〃	〃	1600
15	〃	〃	1600
16	〃	〃	1601-4
17	〃	〃	1597-7
18	〃	〃	1597-8
19	〃	〃	1597-5
20	〃	〃	1569-21
21	〃	〃	1569-37
22	〃	〃	1569-40
23	〃	〃	1569-39
24	〃	〃	1569-37
25	〃	〃	1569-38
26	〃	〃	1569-25

27	〃	〃	1569-25
28	〃	〃	1569-20
29	〃	〃	1569-30

熊本県告示第1341号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 杉の鶴地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
1	山都町	御所字坂ノ下	3662-1
2	〃	〃	3662-2
3	〃	〃	3676
4	〃	〃	3632-1
5	〃	〃	3634
6	〃	御所字辨天	3773
7	〃	〃	3763
8	〃	〃	3752
9	〃	〃	3762
10	〃	〃	3753
11	〃	〃	3754-2
12	〃	〃	3759-3
13	〃	御所字坂ノ下	3643
14	〃	〃	3644
15	〃	〃	3654-2
16	〃	〃	3656
17	〃	〃	3661-1

熊本県告示第1342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苔北線	天草郡苔北町志岐 1873番1地先から 同所 1868番1地先まで	80.0	一括道路 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成25年1月4日

熊本県告示第1343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町黒川字黒木尾 730番1地先から 同所 642番4地先まで	130.0	一括道路 (道路改築)

2 供用を開始する期日 平成24年12月28日

熊本県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	堂園小森線	阿蘇郡西原村大字布田字境塚 1034番18地先から 同所 1034番25地先まで	268.0	広域連携 (道路改築)

2 供用を開始する期日 平成24年12月28日

熊本県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字柴折 993番1地先から 同所 993番1地先まで	35.0	仮橋設置

2 供用を開始する期日 平成24年12月28日

公 告**熊本県公告第665号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により熊本県農業振興地域整備基本方針を変更する。

なお、熊本県農業振興地域整備基本方針は、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課にて縦覧に供する。

おつて、熊本県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

農地に関する基本理念

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地域別）

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

- | | |
|---|--|
| 1 農業生産基盤の整備の展開方向 | |
| 2 農業地域別の構想 | |
| 3 広域的農業生産基盤の整備の構想 | |
| 第4 農用地等の保全に関する事項 | |
| 1 農用地等の保全の方向 | |
| 2 農用地等の保全のための事業 | |
| 3 農用地等の保全のための活動 | |
| 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 | |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 | |
| 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 | |
| 1 主要作物別の構想 | |
| 2 広域的農業近代化施設の整備の構想 | |
| 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 | |
| 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向 | |
| 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 | |
| 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動 | |
| 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 | |
| 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | |
| 2 農村地域における就業機会の確保のための構想 | |
| 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 | |
| 1 生活環境施設の整備の必要性 | |
| 2 生活環境施設の整備の構想 | |

熊本県公告第666号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成24年度上期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

平成 24 年度 上期

熊本県病院事業
業務状況説明書

熊本県病院局

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成24年度上期（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

常勤医師の不足のため、新規外来患者の受診を一部抑制するとともに、200床中50床を休止している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数13,105人、1日平均88.0人で、前年度同期と比較すると、延人数では162人、1日平均では0.4人の減となっている。

また、入院患者は、延人数21,561人、1日平均117.8人、病床利用率[†]78.5%で、前年度同期と比較すると、延人数では90人、1日平均では0.5人、病床利用率では0.4ポイントの減となっている。

なお、平成21年10月と平成23年1月に新規外来患者の受診抑制を段階的に解除しているが、今期の新規外来患者数は176人で、前年度同期と比較すると9人の減となっており、患者総数はほぼ横ばいの状況である。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 人 数	2,096	2,310	2,154	2,164	2,360	2,021	13,105
1 日 平 均	87.3	96.3	82.8	86.6	87.4	87.9	88.0

② 入院患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	3,445	3,515	3,644	3,727	3,584	3,646	21,561
1 日 平 均	114.8	113.4	121.5	120.2	115.6	121.5	117.8
利 用 率	76.6%	75.6%	81.0%	80.2%	77.1%	81.0%	78.5%

③ 入退院調

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入 院 者 数	24	22	30	21	27	25	149
退 院 者 数	27	23	21	26	24	29	150
月 末 患 者 数	112	111	120	115	118	114	

*1 病床利用率の算定にあたっては、平成20年4月以降、稼働病床150床を基礎としている。

④ 外来患者病名別調（延人数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
統合失調症		1,165	1,306	1,184	1,194	1,313	1,133	7,295
そううつ病		481	523	490	495	560	478	3,027
脳器質性	認知症	アルツ型	12	10	14	15	14	75
		脳血管性	11	10	9	8	8	50
		その他	9	9	10	11	13	60
		その他	65	57	73	67	50	352
依存症		アルコール	55	59	55	56	68	344
		覚醒剤	4	4	5	4	3	24
		その他	32	28	20	26	24	144
その他の精神病		14	19	19	29	32	33	146
精神遅滞		2		1	1	1	1	6
人格障害		1	3	3	5	1		13
神経症		203	231	225	213	232	198	1,302
てんかん		12	19	10	11	13	17	82
その他		30	32	36	29	28	30	185
合計		2,096	2,310	2,154	2,164	2,360	2,021	13,105

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調（延人数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
統合失調症		2,800	2,925	2,967	2,919	2,766	2,726	17,103
そううつ病		327	258	310	345	341	438	2,019
脳器質性	認知症	アルツ型						
		脳血管性						
		その他	53	44	30	15		142
		その他	43	78	40	52	88	391
依存症		アルコール	159	147	219	285	234	1,293
		覚醒剤	60	62	60	85	62	389
		その他	3	1		23	62	138
その他の精神病				18	1			19
精神遅滞								
人格障害								
神経症							4	4
てんかん								
その他					2	31	30	63
合計		3,445	3,515	3,644	3,727	3,584	3,646	21,561

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位：人)

職種別	H23.4.1現在 ^{*1}	H24.4.1現在 ^{*1}
医 師	5	5
医療技術職員	9	9
看護師	51	56
准看護師	1	1
事務職員	14	15
技能労務職員	1	1
計	81	87

2 経理の状況

(1) 損益計算書(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

(単位：円)

医業収益	391,052,130	
医業費用	629,410,386	
当期営業損失		238,358,256
医業外収益	365,356,690	
医業外費用	49,122,279	
当期経常利益		77,876,155

^{*1} 特別職である事業管理者1名を除く。

(2) 平成23年度決算の状況

① 損 益 計 算 書

(単位:円)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1 医業収益				
(1) 入院収益	622,680,736			
(2) 外来収益	155,553,927			
(3) その他医業収益	4,488,420	782,723,083		
2 医業費用				
(1) 給与費	888,659,237			
(2) 材料費	79,223,928			
(3) 経費	276,251,747			
(4) 減価償却費	143,845,262			
(5) 資産減耗費	1,294,495			
(6) 研究研修費	4,776,226	1,394,050,895		
営業損失			611,327,812	
3 医業外収益				
(1) 受取利息	4,706,103			
(2) 一般会計負担金	741,583,000			
(3) その他医業外収益	4,795,101	751,084,204		
4 医業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	102,187,998			
(2) 雑損失	0	102,187,998	648,896,206	
経常利益			37,568,394	
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	0	0		
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	0	0	0	
当年度純利益			37,568,394	
前年度繰越欠損金			817,768,433	
当年度未処理欠損金			780,200,039	

② 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日)

(単位:円)

資 产 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地	283,278,583		
ロ 建物	5,073,184,147		
減価償却累計額	1,688,406,855	3,384,777,292	
ハ 構築物	522,230,400		
減価償却累計額	311,407,945	210,822,455	
ニ 器械備品	363,067,345		
減価償却累計額	273,963,806	89,103,539	
ホ 車輛	18,043,050		
減価償却累計額	16,554,602	1,488,448	
ヘ 建設仮勘定		0	
有形固定資産合計		3,969,470,317	
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	240,832		
無形固定資産合計		240,832	
固定資産合計			3,969,711,149
2 流動資産			
(1) 現金預金	2,062,353,595		
(2) 未収金	120,677,062		
(3) 貯蔵品	3,327,798		
(4) その他流動資産	0		
流動資産合計			2,186,358,455
資産合計			6,156,069,604
3 固定負債			
(1) 退職給与引当金	272,484,464		
(2) 修繕引当金	135,564,590		
固定負債合計			408,049,054
4 流動負債			
(1) 未払金	44,059,234		
(2) 預り金	6,397,100		
(3) その他流動負債	0		
流動負債合計			50,456,334
負債合計			458,505,388
5 資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金	2,089,986,924		
(2) 借入資本金			
イ 企業債	3,351,031,193		
借入資本金合計			3,351,031,193
資本金合計			5,441,018,117
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	155,049,830		
ロ 助助金	384,417,000		
ハ その他資本剰余金	325,260,000		
資本剰余金合計			864,726,830
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	172,019,308		
ロ 当年度未処理欠損金	780,200,039		
利益剰余金合計			△608,180,731
剰余金合計			256,546,099
資本合計			5,697,564,216
負債資本合計			6,156,069,604

③ 剰 余 金 計 算 書

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

(単位 円)

資 本 会	資 本 会		剰 余 金						資本合計	
	自 己 資 本 金	借 入 資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
			受贈財産 評 価 額	援 助 金	その他の資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	減 債 積立金	未処理 欠損金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	2,089,986,924	3,529,638,387	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	△ 817,768,433	△ 645,749,125	5,838,603,016
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	3,529,638,387	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	△ 817,768,433	△ 645,749,125	5,838,603,016
当年度変動額	0 △ 178,607,194	0	0	0	0	0	0	37,568,394	37,568,394 △ 141,038,600	
企業債の償還	0 △ 178,607,194	0	0	0	0	0	0	0	0 △ 178,607,194	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	37,568,394	37,568,394	37,568,394
当年度末残高	2,089,986,924	3,351,031,193	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	△ 780,200,039	△ 608,190,731	5,697,564,216

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位 円)

	資 本 金		資本剰余金	未処理欠損金
	自 己 資 本 金	借 入 資 本 金		
当年度末残高	2,089,986,924	3,351,031,193	864,726,830	△ 780,200,039
議会の議決による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	3,351,031,193	864,726,830	△ 780,200,039

3 平成24年度の経営方針

県立病院としての使命及び役割を果たしながら、医療費用の削減に取り組むとともに、医療収益の確保のために、病床利用率の向上等を目指し、全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

また、限られた人材で医療の質を確保し向上させていくため、職員のスキルアップとチーム医療を徹底するとともに、医療の安全管理に努めながら、患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力による質の高い医療を実現する。

4 平成24年度当初予算（6月補正後）の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床
入院患者	48,545人
外来患者	32,386人

注) 平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,610,002	医業収益	882,482
		医業外収益	727,520
病院事業費用	1,610,002	医業費用	1,512,948
		医業外費用	97,004
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	0	一般会計負担金	0
		建設改良費	29,409
資本的支出	213,301	企業債償還金	183,892

熊本県公告第667号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年12月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	阪井 正義	玉名郡南関町大字関村995番地
就任 理事	島崎 敏裕	玉名郡南関町大字関村994番地

登載依頼**熊本県環境影響評価審査会公告第1号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成24年12月28日

熊本県環境影響評価審査会

1 開催日時

平成25年1月9日（水）午後3から5時まで

2 開催場所

熊本県上益城郡嘉島町上島530番地
嘉島町役場2階大会議室

3 審議内容

①熊本県環境影響評価審査会の運営について（会長及び会長職務代理者の選出について）

②「（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業」環境影響評価準備書について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定期刻の30分前までに集合すること。

(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。

(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）

電話096-333-2268

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

熊本県議会議長 馬場成志

熊本県議会規則第1号**熊本県議会会議規則の一部を改正する規則**

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3章 議事日程（第20条—第24条）
- 第4章 選挙（第25条—第34条）
- 第5章 議事（第35条—第49条）
- 第6章 発言（第50条—第64条）
- 第7章 表決（第65条—第76条）
- 第8章 委員会（第77条—第84条）
- 第9章 請願（第85条—第91条）
- 第10章 公聴会及び参考人（第92条—第98条）
- 第11章 秘密会（第99条・第100条）
- 第12章 辞職及び資格の決定（第101条—第104条）
- 第13章 規律（第105条—第111条）
- 第14章 懲罰（第112条—第117条）
- 第15章 会議録（第118条—第121条）
- 第16章 協議又は調整を行うための場（第122条）
- 第17章 議員の派遣（第123条）
- 第18章 補則（第124条）

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第31条中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第38条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第39条中「まって」を「待って」に改める。

第50条第1項及び第54条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第2項中「討論は」を「討論を」に改める。

第64条見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第65条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第68条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第69条第1項中「とる。」を「採る。」に改める。

第75条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第76条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる。」を「採る。」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる。」を「採る。」に改める。

第80条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第86条見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第17章中第117条を第124条とする。

第17章を第18章とする。

第16章中第116条を第123条とする。

第16章を第17章とする。

第15章中第115条を第122条とする。

第15章を第16章とする。

第14章中第114条を第121条とし、第113条中「取消」を「取消し」に改め、同条を第120条とする。

第112条を第119条とし、第111条第1項中「、閉会」を「及び閉会」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第2項中「速記法」の次に「その他議長が適当と認める方法」を加え、同条を第118条とする。

第14章を第15章とする。

第13章中第110条を第117条とし、第109条から第106条までを7条ずつ繰り下げる。

第105条第2項中「第93条」を「第100条」とし、同条を第112条とする。

第13章を第14章とする。

第12章中第104条を第111条とし、第103条から第98条までを7条ずつ繰り下げる。

第12章を第13章とする。

第11章中第97条を第104条とし、第96条を第103条とし、第95条を第102条とし、第94条を第101条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第93条を第100条とし、第92条を第99条とする。

第10章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加える。

第10章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第92条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第93条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第95条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第96条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第97条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第98条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第95条(公述人の発言)、第96条(議員と公述人の質疑)及び第97条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

別表中「第115条関係」を「第122条関係」に改め、同表熊本県議会災害対策協議会の構成員の欄中「議会運営委員会委員」を「議会運営委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第80条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

熊本県議会議長 馬 場 成 志

熊本県議会規則第2号

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則

熊本県議会傍聴規則（平成5年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第8 昇格時号給対応表（その1）行政職給料表昇格時号給対応表中

「

57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
60
60

を

56
56
56
56
57
57
58
58
59
59
59
59
59
59
59

に、

」

「

56
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61

を

55
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
58
58

に、

61
62
62
63

58
58
58
59

「」

「」

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

を

に、

「」

「」

51
51
52
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65

50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

を

に、

「」

「」

33
33
34
34
35

32
33
33
33
33

35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37

に、

29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
32
32
33

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その2) 公安職給料表昇格時号給対応表中

101
101
102
102
103
103
104
104
105
106
107
108
109
110
111
112

を

100
100
100
100
100
100
100
100
101
101
101
101
101
101
101
101

に、

113

101

「 」

69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81

68
68
68
68
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
71
71
71

に、

「 」

「 」

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

68
69
69
70
70
71
71
71
72
72
73
74
75
76
77
78
79
80

に、

「 」

「 」

53
54
55
56
57
58
59
60

52
53
53
53
53
54
54
54

61
62
63
64
65
65
66
66
67

を

54
55
55
55
55
56
56
56
57

に、

49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
59
60
61

を

48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53

に、

31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

30
31
31
31
31
32
32
32
32
32
33
33
33
34
34
35
35
36
36
37

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その3)研究職給料表昇格時号給対応表中

40
40
40

40
40
40

41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

40
40
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
43

を

に、

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47
47
48
48
49

を

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その4)医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32

28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32

を

に、

33
33
34
34
35

32
32
33
33
33

「」

「」

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

48
48
49
49
49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
51

「」

「」

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47

「」

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その5)医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

62
62
62
62
62

61
62
62
62
62

63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
65

を

62
62
63
63
63
63
63
63
63
64

に、

75
75
76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

を

74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74

に、

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

を

48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51

に、

41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

を

40
41
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
45

に、

27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33

を

26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
31

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その6)医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95

を

91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94

に、

96
96
96
97

94
95
95
95

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105

92
92
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
96
96
97
97
97

69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81

68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71
71
72
72
73

43
43
43
44
44

42
43
43
43
43

に、

を

を

に、

44
45
45
45
46
46
46
47
47
47

を

44
44
44
44
45
45
45
46
46
47

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その7)教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

94
94
95
95
96
96
97

を

93
94
94
94
95
95
95

に、

59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64

を

58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
62
62
62
63
63
63
63
64

に、

34
35
36
37

を

33
34
34
35

に改める。

別表第8昇格時号給対応表(その8)教育職給料表(3)昇格時号給対応表中

91
91

90
91

92
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103

を

91
91
92
92
92
92
93
93
94
95
96
97
98
99
100
101

に、

75
75
76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

を

74
74
75
75
75
75
76
76
76
76
76
77
77
77
77
78
78
79

に、

21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29

を

20
20
21
21
21
22
22
22
23
23
24
24
25
25

に改める。

30
30
31

26
26
27

附 則
この規則は、平成25年1月1日から施行する。